

## 『無理なく始める介護テクノロジー相談室』募集要項

### 1 目的

高齢化の進展に伴い介護サービスの需要が一層増大する一方、生産年齢人口の減少により、介護現場における人材確保や業務の効率化が大きな課題となっている。

本事業は、地域密着型サービスをはじめとする小規模介護事業所を対象に、介護テクノロジーの導入・定着や事業者間の意見交換、専門家の助言等を組み合わせた伴走支援を行うことにより、介護現場の生産性向上及び持続可能な経営体制の構築を支援することを目的とする。

### 2 事業内容

本事業では、小規模介護事業所が介護テクノロジーを無理なく導入・活用し、生産性向上に向けた取組を継続できるよう、次の内容による伴走支援を実施する。

#### (1) 伴走支援グループの編成

県内を複数のブロックに分け、各ブロックに複数の介護事業所で構成する伴走支援グループを編成する。

1 グループあたりの参加事業所数は5事業所程度とし、事業者間での意見交換や情報共有を行う。

#### (2) 介護テクノロジー導入・定着に向けた支援

介護記録ソフト等のICT機器をはじめとする介護テクノロジーについて、導入前の検討段階から導入後の定着までを見据え、専門家による助言や相談対応を行う。

あわせて、業務フローの見直しや役割分担の整理など、生産性向上・業務改善に資する体制づくりを支援する。

#### (3) 事業所間の意見交換及び情報共有

グループ内での定期的な意見交換の場を設け、導入過程における課題や工夫事例を共有することで、参加事業所同士が学び合える環境を整える。

#### (4) 生産性向上に関する制度活用の支援

生産性向上推進体制加算の取得や、ケアプランデータ連携システムの導入を見据え、制度の概要説明や取組に向けた助言等を行う。

#### (5) 成果の発信

取組結果について報告会等を実施し、好事例の横展開を図るとともに、他の介護事業所が参考とできる情報発信を行う。

### 3 事業実施期間

令和8年6月頃から令和9年2月末まで(予定)※

※募集開始、キックオフミーティング、相談支援、報告会等の具体的な日程は、採択事業所決定後に別途通知する。

#### 4 募集事業所及び募集数

##### (1) 募集事業所

介護保険法に基づく指定を受けた、群馬県内に所在する地域密着型サービスを提供する事業所

##### (2) 募集数

15 事業所程度

(複数グループに分けて実施予定。1 グループあたり 5 事業所程度)

#### 5 応募要件

- (1) 4の事業所を運営し、かつ2の「事業内容」を実施できること。
- (2) 介護保険法の事業の実施に係る関係法令等について、その内容を遵守し、適正な運営を行っていること。
- (3) 労働関係法令に違反する重大な事実がないこと。
- (4) 暴力団、暴力団員又は暴力団員など社会的に非難されるべき者と関係を有するものでないこと。
- (5) 県が別途行う「介護テクノロジー一定着支援事業補助金」の申請を行う見込みであること。

#### 6 提出書類

本事業に応募する者は、以下の書類を提出すること。

##### (1) 参加申込書

ア 『無理なく始める介護テクノロジー相談室』参加申込書(様式1)

イ 事業計画書(様式2)

ウ その他参考資料(事業所パンフレット等)

##### (2) 提出期限

令和8年6月15日(月) 17時00分必着

##### (3) 提出方法

電子メール

##### (4) 提出先

介護職場サポートセンターぐんま

TEL : 027-226-1153

e-mail : [kaigogunma@kaigo-center.or.jp](mailto:kaigogunma@kaigo-center.or.jp)

#### 7 選考基準

##### (1) 事業所の選定

- ・事業所の決定に当たっては、書面審査を実施する。
- ・(2)に示す審査項目のほか、サービス種別、地域バランス等を含めて総合的に判断する。

##### (2) 審査項目

ア 「5 応募資格」を満たしていること。

イ 事業内容・事業趣旨を十分に理解していること。

ウ 事業所での取組が県内の見本となる意欲が十分であること。

## 8 スケジュール（予定）

- ・キックオフミーティング【6月末】
- ・事業実施期間【7月～1月末】
- ・中間報告会【11月】
- ・事例報告会【2月】

## 9 申込者の失格

次のいずれかに該当する場合には、参加申込書を受け付けないこととする。

また、採択事業所として決定後、次のいずれかに該当することとなった場合、又は該当していたことが明らかになった場合には、その決定を取り消す。

- (1) 応募要件の各項目を満たしていない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 事業者が解散、事業の廃止又は休止をしたとき
- (4) 採択事業所が、県が別途行う「介護テクノロジー定着支援事業補助金」の申請を行わなかった場合又は交付決定を受けた場合において、採択事業所が当該事業を中止したとき。

## 10 その他

- (1) 申込は、1法人1事業所までとする。
- (2) 提出期限を過ぎて提出された申込書は無効とする。
- (3) 本事業に参加した事業所については、事業実施後、他の事業所から見学希望等があった場合に可能な限り対応すること。

## 11 問合せ先

介護職場サポートセンターぐんま

TEL: 027-226-1153

e-mail: [kaigogunma@kaigo-center.or.jp](mailto:kaigogunma@kaigo-center.or.jp)

(本事業は、公益財団法人介護労働安定センター群馬支部に委託して実施しております。)